

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第9号

福岡県後期高齢者医療広域連合の公金の収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を変更したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第8項の規定により、次のように告示する。

令和3年4月1日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関として指定している福岡県信用漁業協同組合連合会を下記のとおり変更する。

- 1 九州信用漁業協同組合連合会